株主の皆様へ

埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地 秩 父 鉄 道 株 式 会 社 代表取締役社長 牧 野 英 伸

第201期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。 さて、当社第201期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.chichibu-railway.co.jp
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「秩父鉄道」または「コード」に当社証券コード「9012」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日(火曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

- **1. 日 時** 2024年6月26日(水曜日) 午前10時
- 2.場 所 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地 秩父鉄道株式会社 本社会議室

(末尾のご案内図をご参照ください。)

- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第201期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書 類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第201期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

- 4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)
 - (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

○会社法改正により、電子提供措置事項について前頁の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役会が監査報告 を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であ ります。

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くだ さいますようお願い申しあげます。
- 〇当日は軽装 (クールビズ) にて実施させていただきます。
- 〇株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげま す。
- ○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項 を掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	が り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有 する当社の 株 式 数
1	牧野英伸 (1962年7月26日生)	1985年4月 秩父セメント株式会社入社 2011年4月 太平洋セメント株式会社 中部北陸支店業務部長 2013年3月 太平洋セメントU.S.A.株式会社副社長 2016年4月 太平洋セメント株式会社法務部長 2020年4月 同社執行役員人事部長 2022年4月 当社常務執行役員 2022年6月 当社代表取締役社長(現任)	479株
	験と高い見識を有してお を牽引し、経営の重要事	甫者とした理由は、太平洋セメント株式会社での要職を歴任さります。2022年からは代表取締役社長を務めており、当社グル 夏の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループの持続 適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としており	ープの経営 的な企業価
2	货	1989年4月 当社入社 2008年4月 当社入社 2008年4月 当社営業推進課 課長 2010年6月 当社事業部 次長兼営業推進課 課長 2012年7月 当社企画部 部長 2013年7月 当社企画部 部長兼総務部 部長 2015年4月 当社執行役員企画部長兼総務部長 2015年7月 当社執行役員企画部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画部長 2022年4月 当社取締役執行役員企画部長 2023年4月 当社取締役常務執行役員 グループ観光統括部長(現任) [当社における担当] グループ観光統括部、NAGATOROサクラビジョン室	996株
	プ観光統括及びNAGATORO- おります。経営の重要事	甫者とした理由は、2019年から取締役として当社の経営に従事 サクラビジョン室の担当役員として当社グループの発展に大き 頁の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループの持続 適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としており	く貢献して 的な企業価

候補者番 号	が が な 氏 名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有 する当社の 株 式 数					
3	たか はし やす のり 鷹 啄 泰 則 (1964年10月26日生)	1989年12月 当社入社 2006年8月 当社社長室 課長 2010年6月 当社総務部 次長兼企画課 課長 2012年7月 当社事業部 部長 2015年4月 当社執行役員事業部長 2018年4月 当社執行役員人事部長 2022年6月 当社取締役執行役員人事部長(現任) [当社における担当] 人事部、不動産事業部	996株					
	及び不動産事業部の担当 項の決定及び業務執行に	補者とした理由は、2022年から取締役として当社の経営に従 役員として当社グループの発展に大きく貢献しております。 対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目 り、引き続き取締役候補者としております。	経営の重要事					
	中山高朝 (1953年2月28日生)	1977年4月 寶登山神社入社 2002年3月 同社宮司 2005年6月 宝登興業株式会社社外取締役 2010年6月 当社社外取締役 (現任) 2019年4月 寶登山神社名誉宮司(現任)	一株					
4								
	會 笛 哲 也 (1959年10月27日生)	1991年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 村上法律事務所 1996年4月 あぽろ法律事務所(現任) 2023年6月 当社社外取締役(現任)	一株					
5	識等を活かし、幅広い視 おります。なお、同氏は		:候補者として					

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 中山高明氏及び會田哲也氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 中山高明氏及び會田哲也氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ています。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

4. 社外取締役候補者中山高明氏に関する事項

- (1)会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (2)過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (3) 中山高明氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
- (4)当社は中山高明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 社外取締役候補者會田哲也氏に関する事項

- (1)会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (2)過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (3) 會田哲也氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (4)当社は會田哲也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、各氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。又、当社は、2025年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

7.「候補者の有する当社の株式数」には、役員持株会における本人持分を含んで掲載しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	が が な 氏 名 (生年月日)	略歴・当社における地位・重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
1	根 岸 俊 介 (1953年7月17日生)	1977年4月 秩父セメント株式会社入社 2008年4月 太平洋セメント株式会社北陸支店長 2009年5月 同社中部支店長 2010年4月 同社中部北陸支店長 2012年4月 北関東秩父コンクリート株式会社 代表取締役社長 2015年4月 埼玉太平洋生コン株式会社代表取締役社長 2019年5月 同社取締役会長 2020年5月 関東コンクリート株式会社取締役 2021年6月 当社社外監査役(現任)	278 株
		査役候補者とした理由は、長年にわたる経営者としての豊富な経 監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、社外盟	
2	正 田 孝 之 (1962年6月28日生)	1981年5月 当社入社 2006年10月 当社運転指令所 所長代理 2011年2月 当社運転指令所 所長 2020年2月 当社列車区 区長 2022年6月 当社監査役 (現任)	276 株
		奏補者とした理由は、当社の業務執行者として豊富な経験と高い 遂行できると判断したため、監査役候補者といたしました。	、見識を有し

候補者番 号	s り が な 氏 名 (生年月日)	略歴・当社における地位・重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
* 3	节 谷 內 茂 樹 (1968年9月22日生)	1992年4月 日本セメント株式会社入社 2005年10月 太平洋セメント株式会社東京支店業務部 2012年10月 同社セメント事業本部管理部事業管理グループ 2016年8月 同社事業企画管理部管理グループリーダー 2024年4月 同社事業企画管理部長(現任)	— 株
		監査役候補者とした理由は、太平洋セメント株式会社の業務執 しており、職務を適切に遂行できると判断したため、社外監査	

- (注)1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 - 2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 根岸俊介氏及び中谷内茂樹氏は、社外監査役候補者であります。
 - 4. 社外監査役候補者根岸俊介氏に関する事項
 - (1) 会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
 - (2) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において 法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
 - (3) 根岸俊介氏の当社での社外監査役としての在籍期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 - 5. 社外監査役候補者中谷内茂樹氏に関する事項
 - (1) 会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
 - (2) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において 法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
 - 6. 当社は根岸俊介氏、中谷内茂樹氏が承認された場合、両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任 について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限定額は法令が規定 する最低責任限度額となります。
 - 7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、各氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、2025年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

8. 「候補者の有する当社の株式数」には、従業員持株会における持分を含んでおります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任につきましては、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の 決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 然 名 (生年月日)	略歴・当社における地位・重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
桶 師 修 (1971年10月3日生)	1995年 4月秩父小野田株式会社入社2012年 9月太平洋セメント株式会社中部北陸支店業務部2016年 11月同社経理部財務グループ2022年 10月同社総務部IR広報グループリーダー2024年 4月同社事業企画管理部管理グループリーダー(現任)	一株

【選任理由】

桶師修氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、太平洋セメント株式会社の業務執行者として豊富な経験・見識等を有しており、職務を適切に遂行できると判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注)1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 桶師修氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 桶師修氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づ く損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、各氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、2025年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

事業報告

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ移行し、沿線においても、一定程度の人流回復が見られたものの、諸物価の上昇などにより、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような中、当社グループでは、沿線の市町や事業者、同業他社と連携した誘客活動を積極的に展開し、地域の活性化と収益の確保に努めました。また、組織の見直しやグループ会社の再編などを実行し、経営の効率化による業績の回復に取り組みました。なお、前期に多額の減損損失を計上したことにより、当期の減価償却費は大きく減少いたしました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は4,913百万円(前期比4.8%増)、営業利益は16百万円(前期は361百万円の営業損失)、経常利益は19百万円(前期は311百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は92百万円(前期は5,046百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりです。

なお、当連結会計年度より、事業の重要性を考慮し報告セグメント区分を変更しております。これに伴い、従来「鉄道事業」、「不動産事業」、「観光事業」、「バス事業」、「その他」としていたセグメント区分を「鉄道事業」、「不動産事業」、「観光事業」、「卸売・小売業」、「その他」に変更しております。

鉄道事業

鉄道事業におきましては、輸送の安全性向上を図るため、設備面ではマイクロ無線局更新工事や連動装置更新工事などを実施するとともに、異常時訓練や警察・消防機関との共同訓練の実施、安全指導による従業員の意識向上に取り組みました。

旅客部門では、コロナ禍からの人流回復が見られる中、鉄道の魅力を活かした体験型イベントの開催や夜行貸切列車の運行、各種記念乗車券類の発売など、積極的な旅客誘致に取り組みました。これらにより、定期・定期外旅客の人員及び収入は前期に比べ増加いたしました。

貨物部門では、輸送量が増加したことにより、貨物収入は前期に比べ増加いたしました。営業費用は、減価償却費や電力費などが減少いたしました。

この結果、営業収益は3,219百万円(前期比5.7%増)、営業損失は143百万円(前期は415百万円の営業損失)となりました。

不動産事業

不動産事業におきましては、熊谷駅前駐車場の稼働率向上や新築アパートの賃貸開始などにより、賃貸収入は前期に比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は370百万円(前期比6.0%増)、営業利益は184百万円(同15.6%増)となりました。

観光事業

観光事業におきましては、長瀞ラインくだりが荒川の水位低下による影響を受けたものの、各施設の料金体系の見直しや団体利用の増加などにより、前期に比べ増収となりました。

この結果、営業収益は424百万円(前期比5.1%増)、営業損失は1百万円(前期は30百万円の営業損失)となりました。

卸売・小売業

卸売・小売業におきましては、コンビニエンスストアやSL車内販売などの収入が前期に 比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は603百万円(前期比10.8%増)、営業利益は22百万円(同14.0%増)となりました。

その他事業

バス事業におきましては、貸切バス需要に一定程度の回復が見られたほか、高速乗合バスの運行も開始いたしましたが、依然として厳しい状況が続きました。建設・電気工事業におきましては、工事の受託が減少いたしました。

この結果、営業収益は702百万円(前期比4.2%増)、営業損失は54百万円(前期は110百万円の営業損失)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

鉄道事業

メタル搬送装置新設工事	116,959千円
長瀞停車場連動装置更新工事	94,718千円
交通系ICカードシステム対応費	82,000千円
木柱のPC柱化工事	78,914千円
PCマクラギ交換工事	72,886千円
御花畑駅舎リニューアル工事	31,954千円
石原No.9・皆野No.3踏切道KG式化工事	23,763千円
明戸駅多機能トイレ設置工事	16,128千円
SL予約システム キャッシュレス化	10,621千円
不動産事業	

観光事業

宝登山ロープウェイ曳索・平衡索更新工事

17,000千円

48,386千円

その他の事業におきましては、特記すべき事項はありません。

- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充 特記すべき事項はありません。
- (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

グランツ小前田新築工事

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2023年8月1日を効力発生日として、保険業(アフラック生命保険株式会社法人代理店)に関する事業をジェイアンドエス保険サービス株式会社に事業譲渡いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、鉄道事業を柱として事業展開しており、公共交通機関としての「安全・安心・安定」を維持できる事業者であることが使命であり、輸送の安全、無事故無災害の達成を最優先課題に掲げております。この課題の達成に向け、全役員・従業員が、安全に対し常に意識を持ち業務にあたるとともに、近年頻発・激甚化する自然災害などに対応すべくソフト・ハード両面における取り組みを更に強化してまいります。なお、第4種踏切道の安全対策につきましては、根本的な解決に向け関係者との協議を継続、加速するとともに、緊急追加対策を実施してまいります。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、当社沿線における居住人口の減少や諸物価の高騰によるコストの上昇により、引き続き予断を許さない状況にあります。公共交通事業者としての責務を果たし続けていくため、これらを織り込んだ適正な運賃・料金につきまして、お客様のご理解を得ながら見直しを進めてまいります。また、いわゆる「改正地域交通法」により創設、拡充された枠組みの有効な活用の道を探ってまいります。

更には、当社及びグループ各社の観光事業における役割を精査し、当社グループにおける最適な観光事業体制の構築を図ります。

加えて、駅前を中心とした不動産の有効活用を検討し実行してまいります。

他方、今後の持続可能な成長を実現するためには、「人財」への投資は必要不可欠であります。人財への投資を増やしていき専門知識や経験を有する人財を育成するとともに、就業環境の改善を図り、従業員にとって魅力ある会社づくりを進めてまいります。

また、お客様サービスの向上に努めるとともに、株主の皆様や沿線の市町、住民の皆様に、当社グループに対する良き理解者となってもらえるよう努め、信頼を積み重ねてまいります。

今後も、一層の経営効率化による早期の業績回復と強固な経営基盤の構築を図り、もって、企業価値向上と地域貢献に努めてまいります。

なお、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、業績に重要な影響を受けました。業績は回復傾向にあるものの、監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」に照らすと、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものとみなされます。このような事象又は状況を解消するために、前述の取り組みを実施するとともに、資金残高を踏まえて資産を有効活用し、金融機関との関係の強化等を図ってまいります。これらの施策により、翌連結会計年度の資金繰りは安定すると考えられることから、現時点において今後の事業継続に関して重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) 財産及び損益状況の推移

区	分	第198期 (2020年度)	第199期 (2021年度)	第200期 (2022年度)	第201期(当期) (2023年度)
営業収益	(千円)	3, 933, 279	4, 352, 172	4, 688, 280	4, 913, 066
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△497, 708	△192, 532	△311, 771	19, 672
親会社株主に帰属する当期約 利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△531, 341	△47, 722	△5, 046, 299	92, 571
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△357. 63	△32. 12	△3, 397. 03	62. 32
総資産	(千円)	23, 449, 967	23, 703, 161	16, 954, 399	16, 453, 153

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第199期の期首から適用して おり、第199期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	出	資	比 率	主要な事業内容
TIL 12 MIL.	**	td		100.0	千円			% 100. 0	バス事業、旅行業
	道観光バス			100, 0	00			100.0	7 717 7317 7317
宝登	興 業 株	式会社		60, 0	00			99. 5	索道事業、動物園業
株式	会社秩	父 建 設		25, 0	00			100.0	建設・電気工事業
株式	会 社 秩	鉄 商 事		22, 2	00			100.0	卸売・小売業

- (注) 1. 出資比率には、子会社を通じての間接所有分を含んでおります。
 - 2. 当社の連結子会社は上記の4社であり、非連結子会社は2社であります。
 - 3. 当社の連結子会社であった秩父観光興業株式会社は、2023年10月1日を効力発生日として、連結子会社である秩父鉄道観光バス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(8) 主要な事業内容及び事業所(2024年3月31日現在)

当社グループは鉄道事業を中核とし、不動産事業、観光事業、卸売・小売業、その他の事業を展開しております。

鉄道事業 当社

羽生~熊谷~三峰口駅間(71.7粁)

武川~三ヶ尻駅間(貨物専用 3.7粁)

車両数 電車53両、客車4両、電気機関車16両、私有電気機関車

1両、貨車6両、私有貨車128両、蒸気機関車1両

駅数 40駅(埼玉県)

不動産事業

賃貸・分譲・請負事業

営業所数 1ヵ所(埼玉県)

観光事業

当社

当社

遊船・飲食・土産品販売業

宝登興業株式会社

索道事業、動物園業

車両数(搬器)2両

駅数 2駅(埼玉県)

卸売·小売業 株式会社秩鉄商事

その他

バス事業、旅行業 秩父鉄道観光バス株式会社

貸切バス事業、特定バス事業、乗合バス事業、旅行業

バス営業所数 2ヵ所(埼玉県)

旅行業営業所数 4ヵ所(埼玉県)

車両数 26両

(大型17両・中型2両・小型3両・特定小型4両)

(注) 車両数には、リース資産を含めて記載しております。

建設·電気工事業 株式会社秩父建設

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事	業	区	分	従	業	員	数	前期末比増減数
鉄	道	事	業			254名	(47名)	3名(2名)
不	動	童 事	業			6名	(0名)	△2名(0名)
観	光	事	業			33名	(17名)	△2名(0名)
卸	売 ・	小 売	業			7名	(15名)	1名(0名)
そ	(カ	他			81名	(20名)	△8名(△2名)
全	社 (共 通)			28名	(14名)	0名(2名)
合			計			409名	(113名)	△8名(2名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 前期末増減数については、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前	期末	:比	増	減	数	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	302名(70名)				\triangle	2名	(42	名)			42.	10歳					21. 2	20年	

- (注) 1. 組合専従者は除いております。
 - 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
					千円
株式会社埼玉	こりそな銀行				1, 482, 540
株式会社日本	政策投資銀行				1, 052, 110
株式会社	群 馬 銀 行				1, 022, 070
株式会社	足利銀行				532, 610
埼玉縣信	用 金 庫				478, 130
株式会社声	武 蔵 野 銀 行				462, 660
株式会社第	四北越銀行				50,000
株式会社	東 和 銀 行				50,000
株式会社み	ょず ほ 銀 行				18, 170

2. 会社の株式に関する事項(2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,485,513株 (自己株式14,487株を除く)

(3) 株主数

1,627名

(4) 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
					株				%
太平洋	セメント株	式 会 社		49	97, 828			33.	51
有 恒	鉱 業 株 式	会 社		2	13, 624			14.	38
二反	田静	太郎			42, 100			2.	83
株式会	株式会社埼玉りそな銀行			31, 824					
山	腰 玲	子		:	26, 900			1.	81
中	村 幸	久		:	24, 200			1.	63
諸	井 恒	_			16, 103			1.	08
株式会	会社 武蔵 野	銀 行			16, 000			1.	08
柿 原	林 業 株 式	会 社			10,800			0.	73
東 武	鉄 道 株 式	会 社			10, 033			0.	68

- (注)1. 当社は自己株式を14,487株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況 該当する事項はありません。
 - (6) その他株式に関する重要な事項 該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2024年3月31日現在)

	地				位			氏		名		担	当	及	び	重	要	な	兼	職	の	状	況
代	表	取	締	役	社	長	牧	野	英		伸												
取			締			役	坂	本	昌		己				統括 :統括		NAGAT	roro-	ナクラ	アビジ	ション	室担	当
取			締			役	鷹	啄	泰		則		事部、 事部長		産事	業部	担当						
取			締			役	中	Щ	高		明	18頁	₹(3)(D/C	記載の	りとま	3りて	ず。					
取			締			役	會	田	哲		也	19頁	₹(3)(2に	記載の	りとま	3りて	ず。					
常	剪	功 力	監	3	蜇	役	根	岸	俊		介	19頁	₹(3)(3に	記載の	りとま	3りて	ず。					
監			査			役	林		俊		宏	20頁	₹(3)(④に	記載の	りとま	3りで	ず。					
監			査			役	正	田	孝		之												

- (注) 1. 取締役中山高明氏及び會田哲也氏は、社外取締役であります。
 - なお、当社は中山高明氏及び會田哲也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 取締役會田哲也氏は、2023年6月28日開催の第200期定時株主総会において新たに選任され就任いた しました。
 - 3. 監査役根岸俊介氏及び林俊宏氏は、社外監査役であります。
 - 4. 取締役大谷隆男氏は、2023年6月28日開催の第200期定時株主総会終結の時をもって任期満了により 退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

	報酬等の総額	報酬等の	対象となる		
分	(千円)	基本報酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	役員の員数 (名)
取 締 役	24, 977	24, 977	_	_	6
(うち社外取締役)	(1, 050)	(1, 050)	(-)	(-)	(2)
監 査 役	11, 220	11, 220	_	_	3
(うち社外監査役)	(7, 620)	(7,620)	(-)	(-)	(2)
合 計	36, 197	36, 197	_	_	9
(うち社外役員)	(8, 670)	(8, 670)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 上表には2023年6月28日開催の第200期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬には執行役員に係る支給額は含まれておりません。
 - 3. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額10,000 千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該 株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

取締役及び監査役の報酬体系は、固定報酬のみで構成され、その額は役位に応じて設定しております。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額については、2022年6月28日、2023年4月27日及び2023年6月28日開催の取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬等の額については、それぞれの選任後に開催された監査役会において監査役の協議により決定しております。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の第739回取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える 時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

b. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

報酬等の種類ごとの比率の目安は以下の通りとする。

基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等=100:0:0

- c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 個人別の報酬額については、上記の方針に基づき取締役会において審議の上、取締 役会決議により決定するものとする。
- ④ 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。
- (3) 社外役員に関する事項
 - ① 取締役 中山 高明
 - (イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

寳登山神社 名誉宮司

寳登山神社と当社との間には特別な関係はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(二) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。 主に實登山神社名誉宮司として当社沿線の発展に深く関わっており、長年の経験・ 見識等を反映していただいております。また、客観的な幅広い助言等を行うなど適切 な役割を果たしております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

- ② 取締役 會田 哲也
 - (イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

- (ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係 該当する重要な事項はありません。
- (二) 当事業年度における主な活動状況

2023年6月28日就任以降、当事業年度において開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。主に弁護士としての企業法務に関する豊富な経験・見識等を活かし、幅広い視点からの助言を行うなど適切な役割を果たしております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に 基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

- ③ 監査役 根岸 俊介
 - (イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当する重要な事項はありません。
 - (p) 他の会社の社外役員等の兼職状況 該当する重要な事項はありません。
 - (ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係 該当する重要な事項はありません。
 - (二) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会13回のうち

12回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

- ④ 監査役 林 俊宏
- (イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

- (ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況
 - · 小野田化学工業株式会社 取締役
 - 三井埠頭株式会社 取締役
 - ·屋久島電工株式会社 監査役

なお、小野田化学工業株式会社、三井埠頭株式会社及び屋久島電工株式会社は、主要株主である太平洋セメント株式会社の関係会社であります。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

主要な取引先である太平洋セメント株式会社の業務執行者で事業企画管理部に勤務しております。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 執行役員について

当社は、執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

	地			位		J	无	名	1	担当
常	務	執	行	役	員	坂	本	昌	己	グループ観光統括部・NAGATOROサクラビジョン室
執	1	行	役		員	鷹	啄	泰	則	人事部・不動産事業部
執	1	行	役		員	佐	藤		伸	内部監査室・総務部
執	1	行	役		員	荒	船	慎	_	運輸部・技術部

(注) 1. 坂本昌己氏及び鷹啄泰則氏は、取締役を兼務しております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 会計監査人の報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				25,0	00千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額				25,0	00千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

		産		の部	1	 負	債	の	部
科		E		金額	科		目	金	額
流	動 資	産		1, 858, 059	流	動 負	債		3, 500, 051
現	金及	び預	金	981, 760		公手形及	び買掛金		175, 936
元	並	0, 頂	並	901, 700	短	期借	入 金		805, 000
受取	, 京手形、売掛金	及び契約資	資産	329, 657	1 年		の長期借入金		1, 370, 111
分	譲土	地建	物	93, 787	未		人 税 等		20, 035
))	成 上	地 建	199	93, 101	未		費 税 等		50, 636
商	品 及	び製	品	32, 916	契	約	負 債		88, 502
原	材料及で	び貯蔵	品	153, 267	賞	与 引	当 金		179, 014
小小	初 H 及 C	J. 月] /政	ПП	100, 201	そ	0	他		810, 815
そ	\mathcal{O}		他	271, 815	固	定 負			8, 023, 672
貸	倒 引	当	金	△5, 145	長	期借	入 金		3, 380, 443
	17-3		717		繰		金負債		6, 374
固	定 資	産		14, 595, 094			延税金負債		3, 091, 577
有	形固定	'資產	<u> </u>	14, 440, 187			係る負債		1, 188, 571
19		. 只 归	_	14, 440, 107		別修繕	引 当 金		81, 900
建	物及び	構 築	物	2, 966, 325	長	期 預	り金		104, 437
松松	械装置及	が運搬	目	388, 301	そ	<u>の</u>	他		170, 368
	恢 衣 巨 久		$\overline{}$	300, 301	負	債	合 計		11, 523, 724
土			地	10, 993, 233		純 資		の	部 4 0 100 740
そ	Ø		他	92, 326	株	主資			△2, 139, 748
			الت		資	本	金金		750, 000
無	形 固 定	資 産	Ē	5, 249	資	本 剰 益 剰	余 金 余 金		19, 032 △2, 876, 900
 投 貸	資その他	の資産	=	149, 656	利 自		株 式		△31, 880
		0) <u>A</u> <u>A</u>	_			し 2の包括利益	• •		7, 058, 085
投	資 有	価 証	券	99, 241		他有価証券			39, 275
繰	延税	金資	産	13, 036	土 ±		差額金		7, 026, 052
						心 丹 正 画 給付に係る			∆7, 242
そ	\mathcal{O}		他	59, 128	非支				11, 092
貸	倒 引	当	金	△21, 750	<u>非又</u> 純	<u></u>	<u> </u>		4, 929, 428
			_ <u></u>	16, 453, 153		<u></u>	<u> </u>		16, 453, 153
	<u></u>	<u> </u>	4 1	10, 100, 100	را بحر	人 们 只	<u>/포 ㅂ 베</u>		70, 100, 100

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>連 結 損 益 計 算 書</u> (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位:千円)

	科			目		金	額
営営	1	Ě	収	益			4, 913, 066
営		業		費			
	運輸業	等営業	費及び	売 上 原	原 価	3, 575, 888	
	販 売	費及び	一般	管 理	費	1, 320, 282	4, 896, 171
	営	業	利		益		16, 895
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	9	
	受	取	配	当	金	20, 069	
	土 地	物	件 貸	付	料	16, 746	
	助	成	金	収	入	5, 452	
	そ		の		他	6, 796	49, 074
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	35, 496	
	減	価	償	却	費	6, 740	
	そ		の		他	4, 060	46, 297
	経	常	利		益		19, 672
特	5	[I]	利	益			
	投 資		証 券	売 却	益	501, 849	
	事		譲	渡	益	70, 000	
	固 定		産売	却	益	2, 031	
	補助		受	入	額	319, 185	
	そ		の		他	9, 884	902, 950
特		H]	損	失			
	固 定		産 圧	縮	損	317, 337	
	減	損	損		失	502, 532	819, 870
税		調整前	当 期	純 利			102, 752
法	人税、		税及で			15, 657	
法	人	税 等	調	整	額	△5, 757	9, 899
当	期	純		利	益		92, 853
	支配株			期純和			281
親	会社株子	上に帰属	する当	期純和	利益		92, 571

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2024年3月31日現在)

(単位:千円)

	資		 産		の部		 負	債		の	部
科	Д.		, <u></u>	=	金額	科	ж.	I,R	目	金	額
流	動	資			1, 378, 568	流	動	負			3, 192, 353
		77		^	000 401	短	期	借	入 金		775, 000
現	金	及 ひ	 預	金	636, 421	1年	内返済	予定の長	期借入金		1, 284, 570
未	収		運	賃	216, 121	リ	_	ス	債 務		5, 738
未		収		金	199, 058	未		払	金		401, 444
						未	払	費	用統		289, 366
未	収	•	収	益	32, 141	未未		去 人 肖 費	税		15, 464
分	譲	土 地	建建	物	93, 787	契	和 n	負	·		22, 165 88, 502
						前	<i>\</i> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	受	金		58, 250
商	品	及 ひ	ド 製	品	1, 398	預		ŋ	金		85, 865
原	材 料	及び	貯 蔵	品	147, 740	預	р j	車 絡	運賃		12, 985
前		払		金	24, 075	賞	与	引	当 金		153,000
				ZIV.	24,010	固	定	負	債		7, 826, 151
前	払		費	用	12, 068	長	期	借	入 金		3, 088, 720
そ		Ø		他	16, 830	J T			债 務		10, 731
	pr. I		NI.			再計			说金負債 当 金		3, 094, 364
貸	倒	引	当	金	$\triangle 1,075$	退 特	職給別修	付 引繕 引	当金		1, 154, 626 81, 900
固	定	資	産		14, 408, 309		系会社				233, 500
鉄	道事	業 固	定資	産	10, 903, 294	長	期	預	り金		104, 437
业人	但 尹				10, 903, 294	そ		0	他		57, 871
不	動産	事 業 🛭	固定資	産	2, 632, 074	負	債	合	計		11, 018, 505
観	光事	業固	定資	産	201, 972		純	資	産	の	部
	# W F	H ,4 L				株	主	資	本		△2, 278, 775
各	事業「	関連	固定 資	産	552, 519	資	+	本 剰 余	金 金		750, 000 14, 162
建	設	仮	勘	定	3, 200	資 資	本 本		並 備 金		14, 102
投	資そ	の他	の資	産	115, 248	そ		資本乗			55
		.—	- '			利	益	剰 余			△3, 011, 057
Į ž	殳 資	有(西 証	券	41, 953	利	益		備金		175, 113
l l	関 係	会	生 株	式	57, 213	そ	の他	利益乗			△3, 186, 170
						討			念資金		5, 100
	出	資		金	2, 003	頌		会	基金		5, 000
ŀ	長 期	貸	付	金	15, 000	4					$\triangle 3, 196, 270$
1	長 期	未	収	金	22, 476	自 評 価	・換	株 算 差 額	式 等		△31, 880
			41X			評価 その		异左3 証券評価			7, 047, 147 14, 727
1	そ	の		他	13, 198		也有 脚 :	平価 差	額 金		7, 032, 420
4	資 倒	引	当	金	△36, 596	純純	·····································	<u> </u>			4, 768, 372
資	産			計	15, 786, 877		<u></u> 债 純		合 計		15, 786, 877

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>損 益 計 算 書</u> (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位:千円)

		——— 科				I		金	
鉄		<u>性</u> 道		事		⊨ 業		(並)	供
삸	224	坦	नार	肀	ıl 	未	}/-	2 210 072	
	営営		業	عللد	収		益 費 失	3, 219, 872	
	'呂'			業	Alle		賀	3, 363, 614	140 744
_			堂		業 事	損 業	矢		143, 741
不		動	産 業		事 .	業			
	営営		業		収		益	370, 243	
	営			業			費	186, 068	
			営		業	利	益費益		184, 174
観		光		事		業			
	営営		業		収		益	212, 668	
	営			業			費	236, 631	
			営		業	損	失		23, 962
3		事	業	営	業	利	益費失益		16, 470
営	_	事 業	外	_	収	益			13,
	兴	210	取		利		息	252	
	受受土そ	取	7	西口	11.0	当	息金料:	19, 127	
	十	地地	物	配 件	貸	一付	和	20, 075	
	エ	715	700	の	貝	1.1	他	1, 719	41, 174
営	- C	業	外	V)	費	用	III	1, 719	41, 174
五	+	未	払		利	ж	白	30, 683	
	又山	<u></u> → →	- 1A	14-	中山	<i>Ė</i> . ∔□	心		
	Щ 4-4	向 相 他	人	件償	費	負 担却	金	13, 165	
	支出減そ	1曲	1	負		ᆀ	息金費他	6, 740	50.050
	4	110		の.		.,	他	3, 087	53, 676
経特		常別		利		益 益 却			3, 967
特		別		利産		益			
	古	定	資	産	売	却	益	2, 031	
	投	資 有 業	ī 価	証	券	売 却渡	益	501, 849	
	事	業	É	譲		渡	益	70,000	
	投事補そ	助	金		受	入	益益益額	319, 185	
	そ			\mathcal{O}			他	9, 884	902, 950
特		別		損 産		失		,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	古	定	資	産	圧	失 縮	損	317, 337	
	減	/-	資 損	/	損	-1114	失	493, 109	
	関(系会社		損失		金 繰 入	額	51, 500	861, 947
税	引		当	期	純		益	01,000	44, 970
壮			住民		及り	事 業	粒	7, 404	44, 970
1仏		柷 人 和		等	調	整整	好百	↑, 404 △7, 884	△480
税法法当	/	期	/L .	純純			額益税額益	△1,004	△40U
=		枡	î	市化		利	笽		45, 451

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

秩父鉄道株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 北関東事務所

> > 指定有限責任社員 公認会計士 島 義 浩 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計業務執行社員

公認会計士 筑 紫 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、秩父鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるか どうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算 書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合 は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

秩父鉄道株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 北関東事務所

> > 指定有限責任社員 公認会計士 島 義 浩 業 務 執 行 社 員 公認会計士 島 義 浩 指定有限責任社員 公認会計士 筑 紫 徹 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第201期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎と なる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第201期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書、並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているもの と認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2024年5月24日

 秩父鉄道株式会社
 監查役会

 常勤監查役
 根 岸 俊 介 印

 社外監查役
 林 俊 宏 印

 性外監查役
 林 俊 宏 印

 監查役
 正 田 孝 之 印

以上

ご案内図

会 場 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地 秩父鉄道株式会社 本社会議室

交 通 秩父鉄道・JR高崎線・上越新幹線 熊谷駅南口より徒歩2分

